

<論文>

国家破産と財政改革 ——ゴルトシャイトの所説の検討——

佐々木 雅 幸

はじめに

現代資本主義国家は一様に深刻な財政危機にみまわれている。巨額の赤字公債の累積、エネルギー危機、stagflationの進行の中で国家の財政金融政策は機能マヒに陥っている。このことは一面において、公債発行（財政赤字）による公共投資を景気調整の強力な手段としてきたケインズ主義的財政政策の「破産」を意味している。ブキャナン、ワグナーやM.フリードマンなど近代経済学の内部からもケインズ経済学の危機を語り、国家による経済への介入を廃して、「小さな政府」の実現や新自由主義を提唱する潮流が生みだされってきた。¹⁾

同時に、1975年のニューヨーク市の「破産」や最近のイタリアやイギリスの破産状況に直面して、『政府は破産しうるか？』と題する著作も登場するに至った。²⁾

1) 公共経済学の立場からのケインズ批判は J.M. Buchanan & R.E. Wagner, *Democracy in Deficit*, 1977. 深沢実・菊池威訳『赤字財政の政治経済学』文真堂、1979年が代表的であり、公共部門への費用一便益分析の導入、非採算部門の民間部門への移管、「財政憲法」の制定などによって「小さな政府」の実現を提唱している。

新自由主義の立場の代表は M. & R. Friedman. *Free to Choose*, 1979. 西山千明訳『選択の自由』日本経済新聞社、1980年で「福祉見直し」など国家の経済に対する過剰な介入を止めて、経済的自由主義への復帰を主張している。

2) R. Rose & G. Peters, *Can Government Go Bankrupt?* 1978.

ところで、「財政危機」やその帰結としての「国家破産 Staatsbankerott」が国際的に大規模な議論を呼びおこしたのは、今回が最初なのではない。第一次世界大戦は帝国主義諸国家間の総力戦として戦われ、その結果、参戦諸国は巨額の国家債務を累積させ、債権一債務の国家的連鎖が拡大し、財政危機の国際的な展開を示した。このような中で、ヨーロッパ各国を舞台にして「租税国家の危機」と「国家破産」をめぐり活発な論争が展開されたのであって、ヨーロッパでは当時の代表的理論家であるシュンペーターやゴルトシャイトの理論が今や再び脚光を浴びている。現段階の財政危機のゆくえとその打開の方向を探る上からも、第一次大戦当時の「国家破産論」「財政改革論」の検討は興味ある課題といえよう。

1919年に『国家破産論』を著わしたマネス Alfred Manesによれば「国家の財政的債務不履行状態」としての「国家破産」とは国家の破壊を意味するのではなく、国家の救出あるいは国家の蘇生と同義である。³⁾ 国家破産の歴史は古代ローマにおけるポエニ戦争時の貨幣の悪鑄に始まるが、その経済的影響力における深刻さの点で画期をなすものは、第1次世界大戦を引き金とするロシアの国家破産、及び敗戦国ドイツ、オーストリアにおける引き続く国家破産状態の進行という事態である。このような大戦後の資本主義国家の国家破産の特徴は、マネスが指摘するように単に経済的影響にとどまらず、それが直接に革命あるいは反革命を導き、外国による干渉戦争を惹起するという極めて重大な政治的帰結をもたらすことにあった。⁴⁾ まさに財政危機が体制的危機と不可分のものとなったと云えよう。それゆえ、巨額な戦時公債を中心とする国家債務をいずれの階級の負担によって償還すべきかという点とともに、国家破産を通じていかなる社会体制の国家を救出するのか、あるいはいかにして国家と社会を変革するのかという課題が国家破産論争において最も鋭く問われることとなつた。したがつてまた危機の時代の財政学は単なる財政改革論の枠を乗り越えて、何らかの社会改造の構想と結びつきを持つに至るというラディカルな科学

3) A. Manes, *Staatsbankrotte—Wirtschaftliche und rechtliche Betrachtungen* —, 1918, S.21.

4) Ebenda, S.97.

に変身を遂げたのである。

この点でマネスは国家破産と社会化論とを結びつけて論じたオーストリアの財政社会学者ゴルトシャイト Rudolf Goldscheid の財政改革論を高く評価し、その主張を次のように要約している。

「国家破産論文献の新しい画期はまさに世界大戦の終結とともに始まり、それは一方では社会化に関する討論と他方では共産主義、ボルシェヴィズムとの密接な関係をもっている。1919年のゴルトシャイトの著作こそは、これらの文献の特徴を最も明瞭に示している。彼は1917年の予言、すなわち『戦時における国家の私人に対する法外な浪費は社会民主主義の明らかに空想的な最終目標、すなわち生産手段の社会化を達成間際まで近づけるに違いない』——から鋭く結論をひきだしたのである。征服された国家制度の存在を救出するものは国家破産ではなく、まさに私的経済の広範囲な放棄であり、この国家の必然性として認識される『社会の健全化行為』の確固たる実現のための唯一の手段は、高度累進的な一回限りの現物資本課税である。この『上からの稳健な社会化』が決断されないならば『下からの社会化、すなわち熱病のごとく興奮した大衆による暴力的社会化』が不可避となる。ゴルトシャイトはこのように提示し、ブルジョア階級に対して新しい最良の経済状態の長期化のための手段として『有産階級の国民皆兵義務』を呼びかけた……。」⁵⁾

小論は、近年の欧米におけるゴルトシャイト再評価の動き⁶⁾の中でも比較的言及されることの少なかった彼の1919年の著作『経済の社会化か、それとも国家破産か——一つの健全化計画——』⁷⁾に光を投げかけることによって、ゴルトシャイトの国家破産論、財政改革論及び社会化論の検討を今一歩深めようとするものである。

先づ最初にゴルトシャイトの国家破産論の位置づけを与えておこう。

I 革命的国家破産とゴルトシャイト

国家破産のタイプは次の二つに大別される。第1のものは公債の元本及び利

子の破棄による「公然たる国家破産」であり、第2のものは貨幣の悪鑄により国家債務の一掃をはかる「隠蔽された国家破産」と呼ばれるものであり⁸⁾、第1次大戦後の資本主義国家の破産に際してはレーニンB.I.レニンとケインズJ. M. Keynesがそれぞれのタイプの理論を代表している。

ロシア革命を指導したレーニンは革命的・民主主義的経済改造の一環として全ての内外債の廃棄という文字どおりの「公然たる国家破産」を実施した。他

5) Ebenda, S.140—141.

6) ゴルトシャイトの財政危機論を第2次大戦後のアメリカ資本主義の財政分析に応用して「財政社会学」再評価のインパクトを与えた労作はJ. O'Connor, *The Fiscal Crisis of the State*, 1973, 池上惇・横尾邦夫監訳『現代国家の財政危機』御茶の水書房, 1981年である。その後西ドイツにおいてR. Hickel, (Hrsg.) *Die Finanzkrise des Steuerstaats—Beiträge zur politischen Ökonomie der Staatsfinanzen*. 1976. およびK.-M. Groth, *Die Krise der Staatsfinanzen—Systematische Überlegungen zur Krise des Steuerstaats*. 1978等が相次いで出版されている。

わが国における研究は、芦田直「財政暴力と国家破産——R.ゴルトシャイトを中心として——」島恭彦・池上惇編『財政民主主義の理論と思想』青木書店, 1979年所収、および池上惇「財政社会学と財政危機——R.ゴルトシャイトとJ.オコンナ——」『大阪経大論集』第133号, 1980年1月等を参照。

7) R. Goldscheid, *Sozialisierung der Wirtschaft oder Staatsbankrott — Ein Sanierungsprogramm* —, 1919, Leipzig-Wien.

わが国における従来のゴルトシャイト研究は、伝統的ドイツ財政学に対する彼の方法論的批判、および「家産国家」→「無産国家」→「再所有国家」という財政史把握に力点がおかれている。その際に主として検討された著作は、*Staat, öffentlicher Haushalt und Gesellschaft*, in : *Handbuch der Finanzwissenschaft*, W. Gerloff u. F. Meisel (hrsg), Bd. I, 1926, および*Staatsozialismus oder Staatskapitalismus—Einfinanzsoziologischer Beitrag zur Lösung des Staatsschulden-Problems*, —1917, Leipzig—Wien.

わが国における代表的研究は、大内兵衛「財政社会学——ゴールドシャイトの財政学批判——」東京大学『経済学論集』第6巻第3号, 1927年12月, 『大内兵衛著作集』岩波書店, 第2巻に所収、山下覚太郎『財政社会学』東洋経済新報社, 1962年、横尾邦夫「租税国家論の一考察」『経済論叢』第86巻第1号, 1960年7月など。

8) Manes, a.a.O., S.42—43.

方、ケインズは連合国に対して、ドイツ、オーストリアの賠償の放棄・減額を提案してその破産を回避する一方で管理通貨制度下での統制されたインフレーションを通じる大衆課税、すなわち「隠蔽された国家破産」によって財政再建の道を説いたのである。⁹⁾

既に、池上惇氏が述べているように前者がとりわけ大口の債権者たる国内外の金融資本の金融資産を収奪し、彼らの投機的活動に対する統制を強化して経済の民主主義的改造を経つつ、社会主義経済体制を展望したのに対して、後者はあくまでも資本主義体制を維持する立場から、急激なインフレによって実質的に零細な公債所有者の債権を一掃し、金融資本には投機などをつうじて資本蓄積に有利な基盤を提供する新種の財政暴力をよびだしたのである。¹⁰⁾

社会民主主義の潮流はこの両者の中間の立場をとったが、彼らと同様にゴルトシャイトは一方で戦時債務の清算にあたって「有産者の国民皆兵義務」すなわち、高度累進的現物資本課税による「収奪者の収奪」から社会主義経済への転換を構想しつつも、他方で「公然たる国家破産」を回避するという折衷的立場に立った。

では、どのような理由から彼は革命的国家破産の道を選択しないのであろうか。ここでロシアの国家破産をゴルトシャイトがどのようなものとして認識したのかという点は興味深い問題である。マネスはソビエト・ロシアの国家破産について、自著の第9章で詳しく検討しているが、それによれば、全ロシア中央執行委員会は1918年2月3日、以下の内容の国家債務廃棄に関する布告を決定した。

- (1) ロシアのブルジョア政権によって発行された全ての国債は1917年12月1日付をもって無効となる。
- (2) ブルジョア政権が種々の企業の社債に与えた全ての保証も同様に無効で

9) J.M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, 1919, 救仁邦訳『講和の経済的帰結』1972年, *A Tract on Monetary Reform*, 1924, 『貨幣改革論』(世界の名著57, 所収) 1971年。

10) 池上惇「財政危機と国家破産論——国家破産論研究の現代的意義——」『財政学研究』第2号, 1979年, 31~35ページ。

ある。

- (3) 全ての外債は無条件に例外なく廃棄される。
 - (4) 短期債務は有効なままである。利子は支払われない。
 - (5) 1万ルーブリ以下の内国債を所有している貧困な市民はソビエト共和国の新規公債を受けとることによって償われる。
- (その他) 国家貯蓄銀行、協同組合等の預金・利子は侵害されない; 5,000ルーブリ以下の労働に基づかない預金の廃棄等。¹¹⁾

マネスはこの布告について、第1に初めて大国の全債務が無効と宣言され、今だかつてロシアほどの巨額な破産は起こらなかった、第2に、債権者の社会的差別、すなわち大債権者の無条件の財産没収と小債権者の待遇改善は全く新しいことであり、第3に、外国の債権者——特にフランス——の全ての階級が大きな損害を受けたと特徴づけ、「国家破産史の中でも特別の位置を占めるものである」と述べている。¹²⁾

ここで更に重要な点は、1917年9月にレーニンが『さしつかうか』において具体的に提示したように、ブルジョアジーと地主勢力による投機や物資の隠匿、軍需生産と結びついた大規模な公金私済の体制が生みだした経済の崩壊と破局に直面して、銀行および重要産業の国有化、営業の秘密の廃止、簿記と記帳の人民的統制という総合の方策によってこの危機を乗り越え、経済の民主主義的改造を押し進める一環として国家破産が実行に移されたことである。¹³⁾ この点にこそロシアの国家破産の歴史的特質があった。いわばレーニンはさし迫まる「国民破産 Volksbankerott」を回避する一環として「国家破産」を実施したのである。

しかしながら、ロシア革命直後の一時的混乱の時期にはこのような諸方策にもかかわらず、国庫が枯渇し、紙幣の増発を余儀なくされ、ソビエト・ロシアはすさまじいインフレーションにみまわれることとなった。¹⁴⁾

11) Manes, *a.a.O.*, S.227—228.

12) Ebenda, S.228.

13) レーニン『さしつかうか』1917年9月、『全集』大月書店、第25巻、348ページ以下。

ゴルトシャイトはこのロシアの国家破産を目の当たりにして、上述の歴史的特質を見過し、経済的無政府状態、国庫の赤字、インフレーションの激化等という一般的諸現象に専ら眼を奪われて理論化してしまったと思われる。それゆえ彼は外国からの財貨輸入に頼ることが少なく、しかも外債によって重圧を受けているロシアのような国については外債からの解放の手段としての国家破産の意義は一応評価しつつも、¹⁵⁾ 基本的には「公然たる国家破産」を回避する立場に廻ったのであろう。

したがって、ゴルトシャイトは語る。「徹底的な国家破産でさえも、社会の経済的統合を人々が期待するよりもますます弱めるであろう」¹⁶⁾ と。その理由は第1に、国家破産は単に国家を債務から解放するに過ぎず、増大する社会福祉費、戦後復興費、文化的経費を調達する必要性が高まっているにもかかわらず、それに応える財政力を国家に付与するものではなく、国家は依然として財政危機から脱出することができないからであり、第2に、国家破産によっては紙幣の減価を食い止めることができず、プロレタリアートが救いようのない混乱に巻き込まれるからである。むしろ彼は国家破産が貨幣本位と信用機構の崩壊をもたらし、小公債所有者を収奪し、失業とインフレーションを激化させ、経済的無政府状態に至らしめると把握した。¹⁷⁾ つまり、彼にあっては「国家破産」によって「国民破産」を救うことなど不可能であり、むしろ「国家破産」は「国民破産」を一層深刻なものとするのである。このように理解すれば「革命的国家破産」も金融資本の生みだした財政暴力も何ら撰ぶところがないもの

14) E. H. カーが指摘するように、もちろんこの時期のインフレーションの責任は、「ボリシェヴィキ政権」にあるのではなくロシアのブルジョア政権の放慢財政の遺産ともいるべきものであった。E.H. Carr, *The Bolshevik Revolution—A History of Soviet Russia, 1917—1923*, Vol. II, 1952, 宇高基輔訳『ボリシェヴィキ革命Ⅱ』みすず書房, 1967年, 107ページ。

当時このような事態についてレーニンは生産と分配に対する「人民的記帳と統制」のたち遅れを指摘し、これを改善するためにブルジョア専門家の利用を提案している。『ソヴェト権力の当面の任務』『全集』第27巻, 241ページ以下。

15) Goldscheid, *a.a.O.*, S.31.

16), 17), 18) Ebenda, S.31—33.

となろう。したがって彼はオーストリアにおいて国家破産を扇動する共産主義者達の方針は、国家破産につづく経済の破壊の後に、極めて困難な条件の下で暴力的に共同所有に移行するという「非常な遠廻り」をもたらすものだと非難する。¹⁸⁾

そこで、社会民主主義に与するゴルトシャイトは「公然たる国家破産」を避けつつ、すなわち、経済の崩壊や生産の攪乱を回避しつつ、公債を整理し財政を再建する方法を検討せざるをえなくなった。

彼の財政社会学の方法によれば、財政危機の真因は、「家産国家」の崩壊のなかから、自ら財産を所有しない「無産の国家」＝「租税国家」が登場し、公債制度の発達にともなって、「租税国家」の大公債所有者への依存が深化する点に求められるのであった。それゆえ、財政危機の克服、すなわち国家が私的公債所有者の従属下から最終的に解放されるためには「無産の租税国家」を「再所有 Repropriation 国家」に転換しなければならず、そのためには、「国家破産」ではなく「国家財政改革」¹⁹⁾こそが実施されなければならない。この財政改革の強力な手段は「一回限りの高度累進的現物資本課税 Vermögensabgabe in natura」であり、この資本課税と結びついた経済の社会化を通じて私的経済は共同経済 Gemeinwirtschaft へ、貨幣経済は現物経済 Sachwirtschaft へと転換され、租税国家は今や金融資本の支配の輶から解放されるに充分な資力

19) クチンスキイはゴルトシャイトの社会民主主義的改良主義の本性が、「財政改革者」として現われていると次のように指摘している。「国家は支配階級の手にあって、被抑圧階級に対する武器として役立っている。この武器の財政的作用力が被抑圧階級を体制内化している要因の一つである。かくて問題は次のようになる。その武器をたたきつぶすべきか、それともその武器をあやつる人間をうちのめすべきか。ゴルトシャイトは武器だと云う。というのは、財政改革は資本主義国家を社会主義国家に移行させる上で最もおだやかな方法だと考えているからである。政治革命は、財政改革によって回避しうると信じているのである。」(傍点引用者) R. R. Kuczynski, *Der Staatshaushalt—Ein Beitrag zur Erkenntnis der Struktur des Kapitalistischen und des Kommunistisch Staates*, 1927, S.33.

クチンスキイのゴルトシャイト批判については、小谷義次「経費と収入——経費論の展開とクチンスキイのゴルトシャイト批判について——」大阪市大『経済学年報』第12集、1960年を参照。

を得る（共同体の再所化）とゴルトシャイトは主張する。²⁰⁾

国家破産と結びついた「下からの暴力的社会化」ではなく、現物資本課税と結合した「上からの穏健な社会化」こそゴルトシャイトが先の問題のために用意した解答であった。次にこの提案の検討に移ろう。

II 現物資本課税と経済の社会化

国家破産論史上、公債所有者や財産所有者に対する一回限りの高額な課税によって戦時公債の償還をはかる方法はナポレオン戦争後の膨大な戦時債務の累積を前にしたリカード D. Ricard の減債税、財産課税の提案以来「公然たる国家破産」を回避する有力な手段となってきた。²¹⁾ 公債所有者や地主などの寄生的階級への重課を主張するこのリカードの方法は第1次世界大戦後の交戦列強諸国の未曾有の財政危機、国家破産状況下において主として社会民主主義の陣営から有産階級に対する資本課税の提案として復活した。

イギリス、ドイツ、オーストリア等の多くの社会民主主義者の資本課税案²²⁾の中で、ゴルトシャイトの提案は「国家破産」を回避するという共通の基盤に

20) Goldscheid, *Staat, öffentlicher Haushalt und Gesellschaft*, in *Handbuch der Finanzwissenschaft*, Bd. I, 1926, S.146 f.

21) C. A. Fischer, *Vom Staatsbankrott*, 1922, S.43—60.

22) ウェップ、スノーデンらの Capital Levy の提案、S. Webb, National Finance and a Levy on Capital, in *Fabian Tract*, No.188, 1916, 清水修二「キャピタル・レヴィ論争と国家破産」『財政学研究』第4号、1980年10月、ヴァルガ、バウアー等の Vermögensabgabe の提案、E. Varga, *Der Bankrott Deutschlands*, 1921, 小渕港「E.ヴァルガの財政危機論」同上書所収。コミニテルンの理論家ヴァルガもゴルトシャイトと同様の現物資本課税の提案である点は興味深い。また、シュンペーターも「一回限りの資本課税」を唱えているが、「国有化への有用なる桿杆」となる現物納には反対し、貨幣および徵求權の国家への引渡しでなければならないとしている。J. A. Schumpeter, *Die Krise des Steuerstaats*, Graz—Leipzig, 1918, 木村元一訳、『租税國家の危機』勁草書房、1951年、シュンペーターの財政危機論を「新自由主義」の源流と見たものに、芦田亘「新自由主義的な国家破産理論の源流」『財政学研究』同上書所収。

立ちながらも、戦時債務の清算問題をテコにして、有産階級に現物課税を実施して公債の償還、および財政の健全化をはかるとともに一撃にして生産手段の社会化を実現してしまおうといふいわば「一石三鳥」を狙う、極めて洗練されたラディカルな主張であった。

「私の計画は国家の未曾有の戦時債務を——既に私有財産の財政的社会化が実施されていると表現しうる状況に直面して——社会主義への最も強力な推進力として利用し尽くすことを狙っており、そこでまた私の計画は経済の平和的な社会化を通して国家破産をまさに避けようとしているのだ。」²³⁾

しかし、それだけに社会主義への移行の可能性、共同体の再所有化の推進が現物資本課税の成否に収斂する結果となり、「財政改革」および「社会変革」の理論としての非現実性を孕むことにもなるのである。

さて、戦時債務の償還、すなわち資本課税をどの階級が負担すべきであるかについて、ゴルトシャイトは次のように主張する。すなわち、戦争が「血縁の国民皆兵義務」すなわち、住民と経済の大規模な社会的動員を推し進めたにもかかわらず「財産の国民皆兵義務」すなわち、私有財産、または生産手段の所有の社会化が為し遂げられていないところに、財政危機深化の原因があるのでから、戦時債務の償還は当然、有産階級（中産階級は除く）によって負担されるべきだと。²⁴⁾

資本課税の実施にあたっては、現物納税は以下の点で貨幣納税よりも優っているとゴルトシャイトは語る。貨幣納税は第1に、生産にとって大きな障害となるだけでなく、現実に資本家は支払いに足る貨幣を手元に持ち合わせない、第2に、貨幣価値の変動が著しい時期であるだけに、財産評価額の決定など徵税技術的な困難がある。更に重要なことに、国庫にとっては減価した紙幣が回収されるだけであり、国家財政の赤字は一向に解消されない。²⁵⁾しかしながら、現物納税であれば上述の難点はない。株式会社制度の発達によって多くの

23) Goldscheid, *Sozialisierung der Wirtschaft oder Staatsbankrott*, S.32.

24) Ebenda, S.27—34.

25) Ebenda, S.37—48.

私有財産が株式形態に転化している状況下では、現物納税は株券の移転によってスムースに遂行される。²⁶⁾ 何よりも、現物納税によれば国家が収益の高い実物価値を手に入れ、経済の社会化に向けて第一歩を踏み出す。

「共同体（国家——筆者）が最も収益の高い実物価値を所有し、これに対して、紙幣の一部分が私人の手に残る場合の方が、反対に國家が絶滅される運命の紙幣を手に入れ、破壊できない、永遠の実り豊かな実物価値が広範に私人の処分権のもとにある場合よりも、国家と人民にははるかに良いであろう。」²⁷⁾

この一回限りの現物資本課税はゴルトシャイトが「三位一体の支配階級」として認識する「金融資本」「重工業」「大土地所有」に対して高度累進的に賦課され、株式・土地・家屋・工場等の現物形態で徴収される。その税率は小財産に対する5%から、大財産に対しては70~80%に達すると構想されている。特に経済の民主主義的コントロールに必要な産業部門の大企業について課税対象外の財産は有償収用の対象となり、経済の最重要部門は完全に100%社会化され、その他の重要部門は国家と資本家との間で共同所有下におかれる。²⁸⁾ 要するに資本課税による生産手段の収奪と有償の強制収用との結合・組合せによる経済の「部分的社会化」の構想である。生産手段は私的所有から共同所有へ、私的経済は共同経済へと転換され、国家は生産力の高い実物価値を所有することによって財政力を回復し、悪しき国庫主義と官僚主義から解放されるとゴルトシャイトは考えた。この点で彼の「社会化論」は専ら資本課税による収益で生産手段の完全有償収用を主張するオーストリア社会民主党左派の指導者バウアー Otto Bauer の社会化論²⁹⁾ よりもラディカルな位置にあると思われる。

さて、ゴルトシャイトの「経済の社会化」の内容はどのようなものであろうか。彼は社会化を「所有の社会化」、「経営の民主化」、「総生産・流通過程の節約化」の三重の意味において理解すべきだとしている。³⁰⁾

26) Ebenda, S.1125.

27) Ebenda, S.42.

28) Ebenda, S.37—55.

経済の社会化は具体的に

- (1) 工業原料生産部門の完全な社会化，——社会化に向けて成熟した部門，石油，電力，ガス，チッソ，カリ等の公共的・合法的独占（国家独占）化
- (2) 中小経営の公有化あるいは協同組合化
- (3) 大土地所有の社会化と自営農の保護
- (4) 農業における私的中間商業の排除と協同組合化
- (5) 都市の土地所有の社会化——土地投機の規制
- (6) 銀行と保険独占の社会化³¹⁾

等広範囲にわたって検討を加えており、彼によればこの社会化によって支配階級の権力はとり除かれる。

「大土地所有と重工業および金融資本は国民的・国際的世界支配を揮った以前の三位一体である。……農・工業の原料生産の社会化が支配階級から経

29) ゴルトシャイトが著作の序文において、自らの理論と最も近いと評価しているバウアーは、彼の著作よりやや早く小冊子『社会主義への道』において社会化構想を展開している。彼の特徴は、ソビエト・ロシアを「官僚主義的社会主义」と把握し、これに対して、G. D. H. コールの「ギルド社会主义」を取り入れながら「民主主義的社会主义」の構想を対置していることである。彼は大企業の「国家化」ではなく、労働者・職員の代表、消費者の代表、國家の代表の三者から成る管理委員会による企業の民主的管理を中心に据えている。更にバウアーは社会化にあたって完全な有償収用を主張し、資本課税の収益をこれに充当する。又、戦時公債の償還については、不労所得への特別課税を提案し、租税を「収奪者の収奪」の手段と位置づけた。Otto Bauer, *Der Weg zum Sozialismus*, 1919, in *Werkausgabe*, Bd. 1976. S.91 ff. レーニンはバウナーをメンシェビキに同調するものとして位置づけ、この小冊子を読んで次のように批判した。「彼にはものを考える能力がない。帝国主義戦争のあとで、しかも、戦勝国でさえ滅亡のふちに追いやられたような戦争のあとで、いくつかの国で内乱がはじまったあとで、……1919年の夏に、ヴィーン市で資本家からその所得の『9分の4』を『整然と』『統制ある仕方で』取りあげることを説いているのである。こういうことをやれるのは、精神病者か、……古い偉大なドイツの詩の例の主人公でなければならない」「政論家の覚え書」『全集』第30巻、369ページ。

30) Goldscheid, a.a.O., S.13.

31) Ebenda, S.48 ff.

済的・政治的権力の主要な基礎をとり除けば、私的銀行・信用機関の社会化とともに、その支配的地位のはるかに重要な地位が崩壊するだろう。」³²⁾

そして大資本家は今や金利生活者に転化され（有償収用の際に償還年金 Ablösungsrente が与えられる），生産の指揮権を失った彼等は次いでその利子所得も高度累進的所得税が課せられて収奪される。³³⁾

社会化された経営においては経営者は官吏に転化され、労働者には共同決定権が保障されて「経営民主主義」が実行される。彼によれば「所有の社会化を欠いた経営の民主化」は不可避的に労働者階級と経営者との闘争を導かざるをえず「所有の社会化」と「経営の民主化」の結合によってのみ労働能率を向上させることができる。したがって所有の社会化にしりごみする社会民主党に対して鋭い批判を浴びせている。³⁴⁾

更に、社会化をめぐる国家と自治体、すなわち中央集権と地方自治との関係についても以下のように発言する。地方自治体が民主主義的に組織されるにつれて公営企業にはより多くの成果が期待され、国有化と公有（州・自治体所有）化および協同組合化とが正しく組合わされることによって、中央集権的規制と地方自治とのつりあいのとれた統合を発展させることができる。「あまりにも中央集権的に形成された社会化は民主主義を破壊し、あまりにも広範な民主主義は社会化をサンディカリズムに転化させる」と。³⁵⁾

以上、再所有化された国家＝共同体は次のような機能を果たすと考えられる。

第1に、租税民主主義の実施。現物資本課税は言うに及ばず、高度累進的所得税と相続税によって、大金利生活者に転化した大資本家を収奪する。

第2に、健全な公債管理。充分な財政力によって保証された公債を低利で運用しうる。

第3に、搾取の廃止と労働者の発達。労働の生産性を高める「人間経済学」

32) Ebenda, S.39.

33) Ebenda, S.48.

34) Ebenda, S.108—109.

35) Ebenda, S.107.

の普及。

第4に、高い生産力に裏打ちされた健全財政の実現。

第5に、労働者の発達保障のための歳出構造の転換。医療制度、社会福祉制度、社会保険制度、科学・芸術・教育機関の充実、道路・運河・土地改良等。

第6に、経済の強力な指揮者として正しい生産構造を実現する。

第7に、貨幣本位の再建。

第8に、外国貿易の国有化。³⁶⁾

こうして、国家は階級的権力機関から文字どおりの「共同体」へと転換し、議会が重要な地位を占めることとなる。

「國家がその階級的性格を脱ぎてすればするほど、議会の構造や機能も根本的に変化していく。……純粹な政治的問題は経済的問題に対して一歩一歩後退し、今や住民に仕事を与えることが不可避的に住民の死活問題となる。それとともに、当然の帰結として、議会はまず第一に、いかにして労働生産性の上昇や生産の適切なバランスによって諸個人の生存が保証され、高められ、国家予算がますます有効なものとなりうるかという問題をこそ審議するのだ。すなわち、議会は、諸個人、諸職業階層、諸地域の需要と供給の最も適正な均衡の最高決定機関となる。」³⁷⁾

以上、税・財政改革と国・公有化の結合、所有の社会化と結びついた経営民主主義、民主的中央集権と地方自治の統一、労働者の発達保障等を内容とするゴルトシャイトの「財政改革論」および「社会化構想」は、例えばドイツ社会民主党のヒルファディング R. Hilferding らの「経済民主主義論」³⁸⁾よりも数段広い社会的視野を持ったものであると思われる。その相違の理由はゴルトシャイトがドイツ、オーストリアの「都市社会主义」とりわけ、ダンネベルグ

36) Ebenda, S.44 ff.

37) Ebenda, S.87.

38) ヒルファディングの「経済民主主義論」については、Hilferding, *Die Aufgaben der Sozialdemokratie in der Republik*, 1927, 邦訳は『財政学研究』1~3号に掲載されている。その批判については小渕港「R.ヒルファディングの経済民主主義論」池上惇編『経済民主主義論』1981年所収を参照のこと。

R.Danneberg³⁹⁾ らが指導した高度累進的税制と公有化政策を二本柱とするウィーンの「社会民主主義的自治体行政」の経験に注目し、ここから教訓を引き出したことにあると思われる。ウィーンの「革新的自治体行政」は大衆課税的性格の強い家屋税などを廃止して、少数の富裕者へ重税（奢侈税、福祉事業税、住宅税、土地増価税）を課す一方で、労働者向けの公営住宅、幼稚園、保育所、老人ホーム、病院、療養所など多数の社会施設を配置して、住民の眞の共同体としての機能を果たした。ゴルトシャイトはこれを「都市社会主義」および「租税社会主義」の実践として評価した。

しかし、自治体レベルで成功した政策が国家レベルの財政改革にストレートに応用できないことは明らかである。なぜならそこには強固な国家官僚機構が存在し、これに寄生して、破産からの救済をはからうとする金融寡頭制が存在する。第一次大戦後の危機の中で彼ら金融寡頭制と国家官僚機構は結合して（国家独占資本主義）、独占の「営業の秘密」と所有特権を擁護し、独占企業の破産を救済する手段として「国有化」を推進し（「国家独占」）、社会化運動を経営民主主義の枠内に閉じ込めようとするからである。⁴⁰⁾ したがって、具体的な歴史的過程においては、「共同経済」の前進と考えられた体制が国家独占資本主義の強化に他ならなかったり、「経営民主主義」が「産業合理化」への協力体制に至るという結果にもなりうるのである。⁴¹⁾ それゆえに、官僚機構の改革や大企業の営業秘密の廃止を実践する変革主体の成熟度、あるいは発達保障を欠いた財政改革論や社会化論は机上の空論と化す恐れがある。ゴルトシャイトの財政改革論もこの点で社会民主主義思想に共通の弱点を持っていたと思われる。

39) R. Danneberg, *Die Sozialdemokratischen Gemeinde-Verwaltung in Wien*, 1928, この紹介は拙稿「オーストロ・マルクス主義とウィーン市の財政改革」『財政学研究』第2号、1979年、19—23ページ。

40) この立場からの「社会化論」についてはラーテナウのものが代表的である。芦田亘「『社会化政策』と行財政『合理化』——W. ラーテナウの「社会化論」について——」島恭彦他編『財政危機の国際的展開』有斐閣、1974年所収。

41) ドイツにおける社会民主主義の理論の現実的帰結を鋭く批判した労作に、服部英太郎『ドイツ社会政策論史（上・下）』『服部英太郎著作集ⅠⅡ』未来社、1967年。

III ゴルトシャイトを越えて

さて、第1次大戦後の資本主義国家の「国家破産」という危機的状況は、伝統的な倫理主義的国家観をもつドイツ財政学を破壊せしめ、すでにみたように「財政社会学」という財政学批判を生みだし⁴²⁾、経済の社会化構想と結合した財政改革論を創り出した。

しかしながらこの理論は改革を進める主体的・客体的条件の分析を充分に深めることができず目標たる社会主義社会の実現のはるかに手前で立止まってしまうこととなった。

その原因はゴルトシャイトの財政学が当時流行の社会学に基づいていたからであり、国家と社会の機能論的把握に基づいていたからであると思われる。⁴³⁾なるほど彼は「国家と社会の機能と構造の財政社会学的制約性」⁴⁴⁾に理論的関心をもち、租税国家の財政危機メカニズムを解明し、無産国家を再所有化させることで眞の共同体 *Gemeinwesen* の復活を説き明かした。しかし、國家の再所有化にしろ、共同体の復活にしろ、いずれにおいても国家（権力）の本質把握、共同体からの国家の発生史的把握に欠けるならば、単にそれらの歴史的序列を述べ、その形態と機能の変化を記述するにとどまるであろう。ゴルトシャイトの理論にあっては国家の「公共性」がアприオリに前提され、ときには「共同体」との区別があいまいになるなど既に多くの論者が指摘するとおりの弱点が存在している。

更にまた、彼は現物経済によって貨幣経済を置き換え、共同経済によって私

42) 大内兵衛、「財政社会学——ゴールドシャイトの財政学批判——」1927年、『著作集』第2巻所収。

43) 当時、オーストリアの社会民主主義者の間で哲学的影響力を揮ったのはマッハ哲学であり、その「機能論的方法」は社会科学の分野にまで波及していた。例えはヒルファディングの『金融資本論』もその影響下にある。有井行夫「ヒルファディングとマッハ——『金融資本論』の方法——」『駒沢大学経済学論集』第9巻、第1号、1977年6月。

44) Goldscheid, a.a.O., S. 6—7.

的経済を包囲すると考えたが、何故に前者が後者に優るのか、という経済学的根拠を一層深く検討する必要があったように思われる。彼の現物経済重視の考え方は、貨幣の権力を過少評価する結果となり、ケインズによる管理通貨制下での「部分的国家破産」の試みなどに視点が拡がらない弱点をもっている。

以上のような点についての考察を進めれば共同体からの国家発生過程において、共同体における貨幣経済の進展と私有財産の発生が共同体を解体し、国家機構を形成してゆくメカニズム⁴⁵⁾、更に商品流通の拡大が民族自治と議会制民主主義を創出する基礎を作る一方で、資本主義的工場制度が国家行政部門に移植されて官僚機構が肥大化してゆくメカニズム⁴⁶⁾、そして金融寡頭制の危機の時代には、財政金融的側面からの国民経済の管理部門の肥大化とともに、他方で、簿記や記帳に対する住民による統制の条件が拡大してゆくメカニズムに正當に注目することが可能であり、経済の民主主義的改造や財政改革の推進にあたって、レーニンが分析したように官僚機構の改革や行政の秘密に結びついた営業の秘密の暴露、廃止の課題、いわば、「過渡期の民主主義的統制論」が検討されたに違いない。

ゴルトシャイトの構想に則して考えてみれば、例えば一回限りの高度累進的資本課税の実施にあたって徵税機構を担う民主主義的専門家の力量はどうか、課税対象の簿記・記帳は整備されているか、資本の逃避を規制する手段はあるのか、等についての検討が必要となるし、国・公有化された企業における専門家と労働者との協力関係はどうか、これらに対する消費者たる住民による統制は実施されているか、あるいはまた、インフレーションや投機を防止するための公信用、公債の民主的管理の機構と扱い手の力量はどうか等についても検討

45) このメカニズムを明確に説き明かしたものは F. Engels, *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats*, 1884, Marx/Engels Werke, Bd. 21, S.25 ff. エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』『全集』第21巻、25ページ以下、とくに第5章「アテナイ国家の成立」である。

46) この点は K. Marx, *Der achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte*, 1852, Marx/Engels Werke, Bd. 8, S.111 ff. マルクス『ルイ・ボナパルトのブリューメル18日』『全集』第8巻、105ページ以下に詳しい。

課題となるであろう。

もちろんこれらは、財政民主主義や経済民主主義の実現をめざす現代日本経済の主体にとっての課題でもあり、国家独占資本主義のもとでの「管制高地」と「管制装置」⁴⁷⁾の検討、官僚機構の分析と、公務労働論および住民参加・住民自治論の発展が今日、強く要請される所以である。

47) 国家独占資本主義論における「管制装置」論の重要性を指摘されたのは島恭彦氏であり、氏は従来ケインズ政策の戦略手段であった管理通貨制、財政（公債）、公共投資がステグフレーションのもとで機能マヒしている今日、通貨・財政金融・公共投資の民主的管理の重要性を強調されている。島恭彦「現代における国家独占資本主義の危機」『科学と思想』No.28、1978年4月所収。